

王正廷外交について

高 文 勝

はじめに

中国に、某々外交と言うように、個人名をつけてその外交政策を呼ばれる人はあまりいない。南京国民政府外交部長王正廷¹⁾は例外的なその一人である。王正廷外交と言えば、不平等条約撤廃と関連して「革命外交」を連想させるものである。王正廷外交についての従来の研究には、二つの傾向がある。その一つは、王正廷の度々発表した国民政府の対外宣言や不平等条約撤廃宣言に焦点をあてるものである。そこでは、王正廷外交は国際的義務や公約を無視し、条約秩序を破壊するものであり、そして、こうした王正廷の外交姿勢は「ワシントン体制」を崩壊させ、日本軍の中国侵略を刺激し、満州事変の勃発を誘発することになった、とされている。これは日本や欧米の研究に多く見られる見解である²⁾。もう一つは、王正廷による外交交渉の結果によって、王正廷外交を評するものであり、その場合、王正廷外交を革命性に欠ける妥協外交として批判・否定している。主に中国大陸の研究がこれにあてはまる³⁾。両者の問題点は、王正廷外交の具体的あり方、王正廷の外交姿勢や意図についての考察が十分になされていない点である。

こうした中で、王正廷外交の考察として、最も注目すべき成果は台湾の李恩涵氏、日本の久保亨氏による諸研究である⁴⁾。李氏は北伐期の陳友仁外交を「激烈型『革命外交』」、王正廷外交を「温和型『革命外交』」と性格付けしている。李氏によれば、王正廷外交の特徴は民衆運動を外交から排除し、不平等条約撤廃を「伝統外交」と「革命外交」の手段によって漸進的に行うことであつた、という。久保氏は関税問題に焦点をあて、この時期の国民政府の対外政策を王正廷の「革命外交」と宋子文の「財政外交」に分けており、王正廷の「革命外交」が不平等条約の全面的改正を急進的に実現しようとするものであると分析している。だが、両者も王正廷外交の核心と言われる 1928 年 7 月 7 日の廢約宣言と「臨時弁法」そのものを「革命外交」として強調する一方で、それを十分に分析しておらず、王正廷宣言に示された王正廷の本意及び「臨時弁法」が実施されなかったことにあまり言及していなかった。実際、これこそ王正廷外交を理解する核心である。

このように中国国内外では王正廷外交に対する評価は必ずしも一致していない。したがって、王正廷外交のさらなる解明が必要であろう。そして、それは満州事変までの国民政府の外交政策と日中関係並びに満州事変の理解において、きわめて重要であると思われる。

上記のような諸研究とその問題点を踏まえ、本稿では、王正廷外交そのものに焦点をあて、王正廷はどのような外交構想をもっていたか、王正廷による1928年7月7日の廃約宣言はどのようなものであったか、王正廷外交はどのような性格をもっていたか、実際の外交交渉において王正廷はどのような態度や交渉方式を取ったか、などを考察することにより、王正廷外交の本質を明らかにする。

一 王正廷の外交構想

王正廷外交がどのようなものであったかを理解するためには、王正廷外交が登場するまでの中国の国内の状況をまず踏まえておかなければならない。

周知のように、1920年代は中国のナショナリズムと国民革命高揚の時代であった。このナショナリズムと国民革命の基本的な要求は中国の自由と平等を求めることにあり、その対象は内には軍閥を打倒し、外には不平等条約を撤廃することであった。1924年1月の国民党一全大会において不平等条約撤廃の主張が掲げられて以来、「帝国主義打倒」「不平等条約撤廃」というのは中国国民革命の基本理念となり、当時、左右を問わず、すべての党派は競って対外強硬の態度や方針を示すことになった⁵⁾。1925年の5・30事件以後、反帝国主義のナショナリズム運動は急進的になっていった。同年7月、国民政府が広州に成立し、その成立宣言において、「国民革命の最大の目的は、中国を、独立・平等・自由にするにあり、故に、その真っ先に着手すべきは、すなわち不平等条約を廃除するにある」と表明した⁶⁾。1926年5月に国民政府外交部長代理に就任した陳友仁は「革命外交」を強調し、民衆運動を外交の背景とした。陳友仁の「革命外交」とは、「断固として革命手段をとり、総理の遺訓に従い、すべての不平等条約の廃除を実行し、それを徹底的に堅持し、玉碎も辞さないことである」と当時の世論は評している⁷⁾。

一方、北京政府による「修約外交」⁸⁾が北京関税会議の崩壊によって失敗を余儀なくされた。これと偶然時を同じくして国民政府は北伐を開始し、破竹の勢いで南中国を制圧した。1927年1月、漢口・九江のイギリスの租界は民衆運動によって回収された。これは「革命外交」の成功の最も典型的なものであるが、同時に「革命外交」失敗の始まりでもあると言える。3月の南京事件は民衆運動を背景とする「革命外交」が列強の結束と武力干渉を招きかねないことを国民政府に認識させた。このため、同年4月成立した南京国民政府は「連ソ・容共・労農扶助」の政策を放棄し、対外政策の転換を図ろうとした。1927年5月に伍朝枢外交部長が発表した南京政府の外交政策は、不平等条約撤廃は暴力手段によらず合法的手段によること、帝国主義打倒は排外主義ではないこと、列国が国民政府の要望に応じるよう切望すること、国民政府が外国人の生命・財産を保護すること、というものであった⁹⁾。1928年2月に外交部長に就任した黄郛は、列国と

くに日本との親善関係を推進し、不平等条約の有効性を認めたいうえ、不平等条約の改正と平等条約の締結を平和的交渉によって行うとの政策を打ち出した¹⁰⁾。しかし、日本による山東出兵・済南事件への処理の不手際により、黄郛が辞職を余儀なくされた。そして、その後王正廷が外交部長になったのである。

では、不平等条約撤廃については、王正廷はどう考えていたのであろうか。もちろん、不平等条約撤廃に対しては、王正廷も異議はない。しかし、王正廷は民衆運動による漢口・九江英租界回収のような手段と方法に反対し、「革命外交」は「鉄拳の上にゴムを被せる」ものであるべきと主張している¹¹⁾。具体的に言えば、不平等条約は撤廃すべきであるが、それは即時全面撤廃ではなく、柔軟性・弾力性のある外交交渉によって漸進的に行われるべきだ、というのである。また、王正廷は一片の宣言の形で不平等条約を廃棄することに反対し、この方法は中国に適應できないと考えた。王正廷は不平等条約撤廃に対する誤解を批判し、次のように述べている。「不平等条約撤廃に対して、青年学者は条約を任意廃棄してもよいとのかなりの誤解をもっており、条約の中の不平等なものはただ一部分であり、いわゆる不平等条約撤廃がこの不平等な部分を取消すことであることを知らない」¹²⁾。

1927年7月、王正廷は「近二十五年中国之外交」¹³⁾と題する論文を発表し、その中で、自分の外交構想を明らかにした。当時の南京国民政府を取り巻く内外状況を考えれば、それは南京政府に対する王正廷の政策提言及び自薦書でもあったと言えよう。

南京政府は成立して以来、反ソ・反共の旗を掲げながら、列国、とりわけ日本との親善関係を図ろうとした。しかし、対日親善政策は日本の山東出兵（第一次山東出兵）により打撃を受けた。同時に、対外政策について、本来穏健な伍朝枢外交部長はしだいに急進的になっていった。1927年7月20日、伍朝枢は、同年9月1日より東南六省において釐金を廃止し、関税自主権を行使することを列国に通告した。8月13日、伍朝枢は国民政府を代表し、不平等条約撤廃宣言を発表した。伍朝枢による一方的な措置は日英米等の列国からの猛反発を受けた。結局、9月1日よりの関税自主権の実施は無期限に延期されることになった¹⁴⁾。ここに至って、南京政府の対外政策が行詰まった。

一方、国内では、武漢・南京両国民政府の対立の中で、両政府の存否にかかわるのは両政府の中間の立場にある馮玉祥の向背であった。馮玉祥派を味方に引きつけるために、蒋介石は黄郛上海特別市市長に勧められ、馮氏と密接な関係をもつ王正廷を7月に馮玉祥のところに派遣した。蒋介石が狙っていたのは、王正廷が南京政府の諸政策を馮玉祥に説明することにより、蔣・馮合作の実現ということであった¹⁵⁾。上記論文がこうした背景に発表された。

上記の論文において王正廷は近代中国外交を三つの時期に分けていた。それは、第一時期はアヘン戦争より19世紀末までの外力圧迫時代、第二時期は義和団事件より北伐前までの列強操縦時代、第三時期は不平等条約の撤廃と失われた主権の回収を目的とする「革命外交」時代である、とするものであった。第三時期の外交について、王正廷は次のように述べている。

「自今外交は不平等条約の撤廃，略奪された主権の回収を目的とする．被圧迫民族と連合して，共に自決を図り，帝国主義を打倒しなければ成功できない．しからば各帝国主義者の権益の争点を観察し，その矛盾点を利用して巧みに処置し，お互いを衝突離反させて，はじめで活用することができる．……不平等条約の撤廃問題については，関税自主はわが国の起死回生の妙薬であり，租界・租借地の回収，領事裁判権の撤廃のごときは順を追って交渉し，為しやすいと思う．……外交の道とは用兵と同じように，時勢をよく見て，方略を活用しなければならない．……外交を行うには 特に知己知彼すべきであり，それこそはじめて百戦百勝することができる．……わが国が外交を言わんと欲せば，恐れてはいけぬが，大言壮語してはいけぬ．個人の人権を害して人道に違反すべきではなく，枝葉の問題に専念して全般の妨害になってはいけぬ．重要なのは時勢をよく見て，枢機を自由自在に操り，外交折衝により敵を制し勝利を収めることである．列強が計略によって取り，我々は知恵を以て伸びる．内乱を速やかに平定して共に外侮に拮抗するのは，国の前途が頼っているところである」．

上記の論文において王正廷は次のような外交構想を示したのである．

第一に，王正廷は国民政府の外交の目的を示した．すなわち，国民政府の外交は不平等条約の撤廃と略奪された主権の回復を目的とする．前に述べたように，これも 1920 年代の国民革命の対外的基本要請であった．不平等条約の主たるものは，関税自主権の欠如，領事裁判権，外国軍隊の駐留権，外国船舶の内河航行権，租界・租借地である，と王正廷は強調している¹⁶⁾．

第二に，王正廷は不平等条約撤廃の手順を示した．すなわち，不平等条約撤廃は関税自主権の回復より順々に行うべきであるとされていた．というのは，不平等条約の即時全面撤廃が不可能であったからである．また不平等条約撤廃が関税自主権の回復から行うのは，関税が国の財政の源泉であり，国の経済自立と存立に関わっているからである．後に，王正廷は不平等条約撤廃の期間を五期に分けて実現すると主張した．それは，第一期には関税自主権の回復，第二期には治外法権の撤廃，第三期には租界の回収，第四期には租借地の回収，第五期には鉄道利権と内河航行権および沿岸貿易権の回収というようなプログラムであった¹⁷⁾．いわゆる「順序ある外交」である．

第三に，王正廷は外交政略を示した．王正廷によれば，中国問題が世界外交の焦点になりつつあり，その実質は列強が中国における優勢を争い，各自の権益を拡大しようとするものである．従って，外交成功の鍵は米英日ソに対する外交政略の確立とその適切な運用にある．具体的に言えば，列強の対立点と弱点を利用してお互いを離反させるという「夷を以て夷を制す」列強分離政策であった．

第四に，王正廷は不平等条約撤廃の原則を堅持する一方，条約改正交渉において具体的問題にこだわらない柔軟な態度と忍耐の精神をも示したのである．

第五に，王正廷は内紛の停止，国家の統一，国力の建設が不平等条約撤廃を実現するための前

提条件であると示した。「凡そ事の成敗利鈍は皆その環境と密接な関係を持つのである。外交の勝利を求めようとするれば、まず内政を整理することが肝心である。『物腐りて虫生ず』との古来の名訓があり、これは至言と言うべきである」と示されたように、王正廷は「外交を決せんと欲せば、先づ内治を求めよ」と考え、国内問題の解決を対外問題の処理に優先すべきだとしたのである¹⁸⁾。

ここで注目すべき点として、「連ソ」イコール「赤化」ではないと王正廷が強調したことである。上記の論文において王正廷は、「連ソ政策とはソ連と連合し、民族自決を扶助することを以て帝国主義の圧迫に対抗することであり、いわゆる赤化ではない」と述べている。これは、中国での反共産主義運動より反ソ運動への拡大に対する王正廷の懸念を示したと言えよう。

二 不平等条約撤廃宣言

1928年6月、国民革命軍による北伐が完遂し、中国本土の統一事業は一段落した。そしてその後、国民政府の最も重要な事業は不平等条約の撤廃となった¹⁹⁾。6月15日、王正廷外交部長は対外宣言を発表し、正当な手続による不平等条約の改正と新平等条約の締結を各国に訴えた。そして7月7日、王正廷は一切の不平等条約を撤廃して平等・主権互尊の立場から新条約を締結するとのいわゆる廢約宣言を発表した。それは、 中華民国と各国間の条約にしてすでに満期となったものは当然廢棄して新条約を締結する、 未だ満期に至らないものは国民政府が正当な手続を以て解除し重ねて新条約を締結する、 旧条約が既に満期となり新条約が未だ締結されていないものは国民政府より別に適當なる「臨時弁法」を制定し一切を処理する、 というものであった。同時に発表された七ヶ条からなる「臨時弁法」では、外国人は中国法律の支配と中国法院の管轄を受ける（第4条）、外国人は中国人と同様に納税義務を負う（第6条）、と規定した²⁰⁾。

では、この7月7日の廢約宣言に示された王正廷外交は一体どういうものであったか、あるいは王正廷の真意はどこにあったかについて、以下の四点から考察する。

1 宣言の内容について

王正廷の廢約宣言はどのような具体的内容をもつものと考えられたかについて、まず1927年11月23日の南京国民政府外交部長伍朝枢による不平等条約撤廃宣言と比較して説明しよう。

伍朝枢による宣言は、 従来の中国政府が外国の政府、会社及び個人と締結した不平等条約及び協定は既にその存在の理由がなくなり、国民政府は最短期間にそれを廢棄する、 満期となった条約及び契約は当然無効とする、 国民政府が参与又は許可せずして締結した条約は一律無効とする、 中国に関する条約又は協定にして国民政府が当事者の一方として参加しないものは中国に対して拘束力がない、 というものであった²¹⁾。

王正廷と伍朝枢二人の不平等条約撤廃宣言を比較してみると、次の点で著しく違うことが明らかになる。

第一、伍朝枢の宣言はすべての不平等条約はその存在の理由がないと公然と宣言したのに対し、王正廷の宣言はこれに言及しなかった。

第二、不平等条約撤廃について、伍朝枢は最短期間に実行すると公言したのに対し、王正廷は撤廃時期に言及せず、ただ正当な手続を以て行うと強調した。

次いで7月7日の王正廷宣言の内容について少し説明を加えることにしよう。

王正廷宣言の については、国民党・国民政府の従来主張にすぎなかったのである。期限満了の条約が無効となるのは当然のことである。しかし、期限満了の条約をいつから無効にするかについて、王正廷は明言しなかった。それに、期限満了の不平等条約を一方的に廃棄するのはすでに先例があった。1926年11月6日北京政府外交総長顧維鈞によるベルギーとの通商条約の破棄、1927年11月23日南京国民政府外交部長伍朝枢によるスペインとの通商条約の破棄はその典型である。

王正廷宣言の については、期限未了の不平等条約を正当な手続によって解除することは次の二つの意味を暗示したと考えられる。一つは、期限未了の条約を直ちに撤廃しないことである。もう一つは、正当な手続を以て新条約を締結するまでは不平等条約を引続き有効とすることである。

王正廷宣言の について、期限満了の条約国に「臨時弁法」をいつから適用するのかに関しては明言しなかった。したがって、「臨時弁法」を適用するまで、満期となった不平等条約は依然として有効であると考えられる。

2 7月7日の王正廷宣言の政策決定について

1928年6月6日、王正廷は国民党中央政治会議で外交部長に任ぜられた。11日の記者会見において王正廷は、不平等条約改正を満期に達した条約から行うべきであり、まず中国に同情を示した国との間で、関税自主権の回復を目的とする関税交渉を行い、中国の関税自主権を各国が承認するまでの間、関税の徴収は旧税率（不平等条約に規定された税率）にしたがって行われるべきである、と表明し、当面、不平等条約改正を関税自主権の承認問題に絞る方針を示した²²⁾。14日、外交部長就任の際、王正廷は外交において「不讓主義」（原則的には妥協しないこと）を強調し²³⁾、翌日、国民政府委員会議は王正廷が提出した国民政府対外宣言を討議し、可決した。その対外宣言において王正廷は、正当な手続による不平等条約の改正と平等条約の締結を各国に訴えると同時に、平等の原則と合法的手続に基づいて、各国に負うべき義務を無視しないと強調した²⁴⁾。

そして7月6日、王正廷による不平等条約撤廃の宣言草案を検討した国民政府委員会議において王正廷は、「新条約締結迄は臨時弁法を適当に運用して実際には旧条約存続と大差無き取扱をなすべく」と説明した²⁵⁾。また、同会議に参加した国民政府交通部長王伯群によれば、会議は不平等条約改正に重きを置き、条約廃棄のような極端な措置には重きを置かなかったということであった²⁶⁾。また同日の国民党中央執行委員会常務委員会臨時会議において王正廷は不平等条約撤

廃の宣言案を説明し、すべての不平等条約を根本的に否認するのは不可能であるので、柔軟性のある正当な手続および「臨時弁法」の重要性を強調した²⁷⁾。そして会議は王正廷の提案を可決した。したがって、7月7日の王正廷宣言はこれまでに言われてきた現行条約を直ちに廃棄するものではなく、飽くまで不平等条約撤廃を目指すという原則の表明であったと考えられる。

3 臨時弁法を日本に適用するかどうかについて

1928年7月19日、王正廷は周龍光外交部アジア司長をして日本に対して、1926年10月20日に第3次満期となった日清通商航海条約（以下、日中通商条約と略す）は本年7月20日を以て再び交渉延長期限満了となり、それを延期せず、「臨時弁法」を日本に適用すべきことを通告し、新条約の締結を求めさせた。しかし、「臨時弁法」をいつ、どのように日本に適用するかについて、王正廷は言及しなかった。ここで、王正廷が狙っているのは原則の表明と新条約の締結であった。実際のところ、「臨時弁法」の実施について、王正廷は柔軟性を以て対処しようとした。

7月8日に王正廷は岡本南京領事に、新条約締結までの間は「臨時弁法」を設け、日本国民に対して何等の不安不利を与えない方針であると表明した²⁸⁾。21日、王正廷は記者に対して、昨日、日中通商条約が満期となり、既に日本に廃棄通告を發したが、それが国交断絶を意味するものではなく、我々が希望するのは日本が新条約締結交渉を早めに開始することであると述べ、新条約を締結するまでに、国民政府が「臨時弁法」を日本に適用するかどうかは日本の態度に従って決定すると強調した²⁹⁾。ここで王正廷は、もし日本が条約改正交渉に応じるならば、国民政府は「臨時弁法」を日本に適用しないことを示した。また、王正廷の内意を受けた周龍光も岡本領事に対して、日本国民を直に「臨時弁法」所定の通りに取扱うつもりはなく、「臨時弁法」第4条に期限を付さないのはその趣旨にほかならないと説明した³⁰⁾。さらに王正廷は、8月12日の矢田上海総領事との会見で、日本人に対して「臨時弁法」を適用しないこと、日本と北京政府外交部との交渉の経過を認めること、日本との改約交渉開始の用意があること、治外法権の即時撤廃を要求しないこと、満州に対する現状を認めることに異議がないこと、などを表明し、日中通商条約が存続するか又は自然消滅するかについては議論せず、新条約締結交渉を開始するよう提議した³¹⁾。8月14日に国民政府外交部は芳沢公使に照会し、7月7日の宣言が事情変更の原則に基づくものであり、国際信義を尊重する明証であると述べたうえ、新条約の締結を切望すると同時に、「中日隣交が密接であり、関係が複雑であるを以て本政府はこの臨時弁法の施行に対して、またかつて深甚な考慮を加えた」と表明した³²⁾。ここに至って、国民政府は正式に「臨時弁法」をしばらく日本に適用しないと表明した。9月10日、王正廷は上海での記者との会談で、日中通商条約は満期になったので、中国政府には「臨時弁法」を日本に適用する権利があるが、我々が遅々として実施しないのは日本政府が誠意をもって代表を派遣し、条約改正交渉を行うよう期待しているからである、と強調した³³⁾。このような考えに基づき、王正廷は日本に対して「臨時弁法」の実施には踏切らなかつた。

4 王正廷外交への批判

7月7日の宣言において王正廷は不平等条約撤廃を宣言したが、実際、不平等条約撤廃を即時実行する意思を持っておらず、ただ満期となる条約が失効すべきであり、又は未満期条約も撤廃して改正すべきだとの原則を表明したにすぎなかったのである。王正廷によれば、7月7日の宣言は時勢の需要と国民の期待に基いたものでありながら、条約の義務を果たして国際的信用を遵守するものでもあった、という³⁴⁾。つまり、王正廷は不平等条約撤廃の原則を堅持しながら、後述するが、平和的交渉による漸進的な撤廃と現行条約の有効性をも暗示したのである。日中通商航海条約の改正について、王正廷は日本に対して満期となった条約が無効となり、「臨時弁法」を適用すべきだと主張する一方で、「臨時弁法」の実施には出なかった。

このような王正廷の外交姿勢に対して、強い不満が国民政府内部には満ちていた。例えば、7月9日付の国民党機関紙『中央日報』の署名論文は、「国民党の伝統的政策は、条約が満期に達したかどうかにかかわらず、革命手段をもってすべての不平等条約を廃除するものである」と強調し、7月7日の王正廷宣言に示された柔軟な外交姿勢に対する不満や牽制の意を示した³⁵⁾。また、7月26日付の同紙署名論文は、日中通商航海条約への王正廷の対応は革命手段によるものではなく、国際法に照らして正当な手続きによるものであった、と非難した³⁶⁾。さらに、7月31日、国民党浙江省党部の何応欽らは「革命外交」を断行する建議書を提出し、不平等条約の撤廃について、革命の方法と手段を以て断行すべきであり、期限満了の条約を無効にするのは当然のことであり、期限未了のすべての不平等条約に対しても、正当な手続によるのではなく、革命の精神を以て一律に無効にすると宣告すべきだと要求した³⁷⁾。

また、8月2日、国民政府主席譚延闓、国民政府委員蔡元培は「關於外交問題的提案」を提出し、関税自主権の回復、領事裁判権の撤廃、租界・租借地の回収についての具体案を示したうえで、次のように強調した。

「わが国現下の問題は、我々が廃約を提出する勇気があるかどうかにある。廃約の主張を貫徹するために、国民政府が現在採るべき正当かつ有効な方法は即時列強に対し個別に廃約の談判を開始し、一定期限内（現在より半年以内）に平等互惠の原則に基づき新条約を締結するにある。もし列強が交渉を拒絶する、或いは所定の期限を過ぎて新条約が成立できない場合には、政府がそれらの国を無条約国として扱おうと宣言する。既に満期となった条約を取消すのは当然のことである。もし相手国が反対の主張を提出するならば、わが国は廃約の政策を貫徹する必要な手段を準備すべきである」³⁸⁾。

上記の指摘や非難に対して王正廷は次のように語った。

「外交を行うには、現在は旧北京政府時代と全く違う。前に〔北京〕政府当局は私の主張をいつも不可として受け入れなかった。しかし、現在政府だけではなく、一般民衆や各界の世

論も、私が主張しているものはなお不十分であるとしている」³⁹⁾。

すなわち、王正廷の主張が変わっていないにもかかわらず、北京政府は王正廷の主張を過激なものとして採用しなかったが、国民政府や世論は王正廷の主張を不十分として批判している、というのである。したがって、王正廷外交は国民政府内部においては比較的穏健なものであった言えよう。

三 王正廷外交の性格

関税自主権の回復は治外法権の撤廃とともに、中国の不平等条約撤廃運動の中心目標であった。ワシントン会議の決議に基づいて、1925年10月より開催された北京関税会議は将来における関税自主権の承認、七種差等税率の実施についての列国間の原則的合意に達した。

関税自主権の回復に対する王正廷の解決案は最恵国待遇を列国に与え、代わりに列国に対して中国関税自主権の承認を求める条件付きの関税自主案であった。

1928年7月25日、中米関税条約が調印され、アメリカは列国に率先して中国の関税自主権の回復を認めたのである。わずか二ヶ条からなる条約は、1929年年1月1日を期して中国に関税自主権を回復すると明記し、その代償としてアメリカに事実上の最恵国待遇を与えようとするものであった⁴⁰⁾。この点相互に譲歩する形の妥協案であるが、もともと最恵国待遇については、(1927年1月22日に始められた)日中通商条約改正交渉に際して日本側が要求したにもかかわらず、北京政府の顧維鈞外交総長が認めなかった条項であった⁴¹⁾。従って、中米関税条約は、条約廃棄というよりも、むしろ条約改正といったほうがよいのであり、国民政府が望んでいた不平等条約の全面改正からはほど遠い内容であった。

さらに、同年12月20日に調印された中英関税条約は中国関税自主権を認めたが、その付属交換公文で、国民政府がイギリスに対して最恵国待遇を与えること、条約がイギリス自治領に適用すること、1年間の税率据置期間、釐金・常関税・沿岸貿易税・通過税・落地税の廃止、などを規定していた⁴²⁾。関税自主権に対する拘束は中米関税条約に比べてかなり大きなものであったと言えよう。

1928年末までに、日本を除く北京関税会議参加各国は国民政府との間で通商友好条約または関税条約を結んでおり、中国の関税自主権が認められた。しかし、日本が関税自主権の承認に応じなかったため、最恵国待遇条項に守られた諸国も日本と同じ条件を享受できることになり、結局、この時点では、中国の関税自主権の回復を実現することはできなかった。

関税自主権に対する日本の承認を取付けるため、王正廷は、1928年8月12日、臨時弁法を日本に適用しないことを矢田上海総領事に示し、12月6日、各国の駐華領事に照会し、関税自主権を堅持すると同時に、同日に公布した「中華民国海關進口税則」に従い、国定税率(七種差等税率に基いたもの)の実施を翌年1月1日より2月1日に変更すると表明した。同時に、王正

廷は日中両国の懸案たる南京事件、漢口事件、済南事件の解決を図ろうとした。1929年1月末に、長期にわたる交渉ののち国民政府と日本政府の間で、中国新税率（七種差等税率に基づいたもの）に関する公文が交わされた。その内容は、中国の新税率を日本が承認する代わりに、北京関税会議で作成された七種差等税率の採用、西原借款を含む不確実債務償還のため関税増収分の中から年間500万元をあてること、2年後に釐金を廃止することを、中国側も約束したものである⁴³⁾。その後、国民政府は日本と交渉に交渉を重ね、ついに条件付きながら関税自主権の承認を取付けた。1930年5月6日に成立した中日関税協定は、日本が中国関税自主権を承認し、その代償として、中国は日本に対して最恵国待遇、3年間の協定税率（雑品は1年間）、釐金等内地通過税の廃止、不確実債務の整理などを約束したものである⁴⁴⁾。ここで、日中両国とりわけ中国側の譲歩により、中国は、日本という最後に残された関税自主権未承認国とも協定を結び、念願の関税自主権を完全に回復し新税率を公布・実施することができた。1933年5月、3年間の日中協定税率が満期に至り、中国は全く自由に、いかなる税率協定にも拘束されない関税自主権を行使することができるようになった。

列国に最恵国待遇を与える条件付き妥協案は関税自主権の回復をもたらしたと言えよう。

次に治外法権撤廃に関して考察する。治外法権撤廃に対する王正廷の方針は、条約満期国と条約未満期国を分けて、期限満了の条約を廃棄して新条約の締結を図ろうとするもので、また期限未了の条約に関しても、正当な手続にしたがってそれを改正して新条約を締結しようとするものであった。

1928年中に条約が満期に達した国は6ヶ国があり、日本を除いて他の五ヶ国が治外法権の条件付き撤廃を認め、「締約国人民が他の締約国領土内に於いては他の締約国の法律および法院の管轄を受けるべき」新条約を締結した。すなわち、1930年1月1日よりの治外法権の撤廃につきベルギーは「現在領事裁判権を有する半数以上の国がその特権の放棄を承認した時」を条件として、イタリア、デンマーク、ポルトガル、スペイン各国は「中国とワシントン会議の調印国が領事裁判権取消を議定した後」を条件として撤廃すると声明した。それらの国々との交渉において王正廷は相互均等主義をとり、上記の五ヶ国をして中国における税権及び法権回復の原則を認めさせ、代わりに五ヶ国に対して中国内地の開放を承認した⁴⁵⁾。しかし、日本は国民政府が日中通商航海条約を失効すべきとする態度を改めない限り条約改正交渉に応じない方針をとり、国民政府による条約改正交渉の提議に応じなかった。

条約未満期国との治外法権撤廃交渉についても、王正廷は治外法権撤廃の原則を終始堅持する一方で、実際の交渉において柔軟性のある譲歩案を常に示したのである。

1929年に入って、王正廷は治外法権撤廃に取り掛かり、1930年元旦までに治外法権撤廃実施を図ろうとした。1929年4月、王正廷は条約未満期国である英米仏等の6ヶ国に同文通牒を送り、1930年1月1日を期して治外法権撤廃を求めたが、英米仏は、治外法権の地域別撤廃または商法・民法・刑法法規別撤廃についての「段階的、逐次的な解決」という漸進主義を堅持し、王正廷の期間付きの全面撤廃に反対していた。王正廷は同年9月再び通牒を発し、治外法権撤廃

のため各国が直ちに交渉に入るよう要求した⁴⁶⁾。12月28日、国民政府は治外法権撤廃の宣言書を発表し、1930年1月1日より、およそ中国に居住し、現に領事裁判権を享有する外国人民は一律に中国政府の頒布する法令規則を遵守すべきであると声明した。しかし、王正廷は、このような一片の命令と声明により治外法権の即時撤廃を実現できると考えていなかった。12月30日の外交部宣言において王正廷は、12月28日の声明は治外法権漸進的撤廃の一つの段階であり、治外法権撤廃の具体方法についても、国民政府は関係国と協議していくつもりである、と強調した⁴⁷⁾。ここにおいて王正廷は治外法権撤廃の原則を堅持すると同時に、その撤廃を漸進的に行っていくとの方針を明示したのである。当時の新聞が評したように、国民政府は法律上における外国人の治外法権を認めないが、外国人は依然として実際の治外法権を享有することができるということである。つまり、王正廷が狙ったのは原則を表明することと、国内に対して反帝国主義姿勢を示すことなどであった⁴⁸⁾。

その後、各国との交渉において王正廷は治外法権の全面撤廃を依然として堅持しながら、五つの都市に特別法廷を置き、その特別法廷に外国人法律顧問を設ける譲歩案を示した。他方、英米は租界・租借地の治外法権撤廃の除外を要求し、日本は特別地域の治外法権撤廃の除外と内地開放をも治外法権交渉の前提条件とした。交渉が難航しているうちに、1931年5月4日、王正廷は日英米仏四ヶ国に対して治外法権撤廃交渉停頓を通告し、外国人管理のための新規則を発表し、これは1932年1月1日から適用されるものとした。ここで、指摘すべきは、新規則において王正廷が東省特区、瀋陽、天津、上海等の十の地域・都市の法院に外国人を被告とする特別法廷を設け、その特別法廷に外国人法律顧問を置くとのさらなる譲歩案を示したことである⁴⁹⁾。そして、6月5日、王正廷とイギリス公使ランブソンとの間に治外法権撤廃を旨とする条約が仮調印された。これは、治外法権の撤廃をイギリスが認め、代償として特別法廷を設ける都市を五つから十にして、上海と天津を中国法の適用からそれぞれ10年間と5年間除外させると中国側が約束したものである。アメリカも同じような条約案を7月に起草した⁵⁰⁾。しかし、満州事変の勃発により、治外法権撤廃を含む王正廷外交は中断せざるをえなかったのである。

つまり、王正廷は不平等条約撤廃の原則を堅持する一方で、実際の交渉においてかなり柔軟な態度と互譲精神をもっていたのである。

四 王正廷外交の交渉方式

不平等条約の撤廃を達成し、国権を回復するために、王正廷が取った手段は「正当な手続」に基づく平和的交渉であり、このような交渉は各国と単独に行うものである。

王正廷によれば、不平等条約を撤廃するには、三つの外交手段があり、それは、宣言を発表するを以て条約の廃棄を声明する、国際会議を招集し、問題の解決を図ろうとする、各国との個別交渉を行い、逐一新条約を締結する、ということであった。王正廷は、の方法は中国の時勢に適応しないと考え、中国は不平等条約を撤廃して新条約を締結しようとするれば、第三の

方法を取るしかないと主張した⁵¹⁾。これは外交および中国の国情に対する王正廷の認識に基づいたものであると考えられる。

王正廷は外交に関して次のように述べている。

「夫れ外交とは、兵力の先声にして、兵力なるものは、外交の後盾なり。兵力を有せずして、而して外交を言ふは、猶跛犬を駆り狡兎を追はしめ、警猫を放ちて黠鼠を捕へしむるが如し」⁵²⁾。

「もともと外交は完全に国民の実力に頼るものである。実力なしに外交を語るのは容易なことではない。……ただ理想だけで、実力がないならば、主張しても、目的を達成することはできない」⁵³⁾。

すなわち、外交は国の実力を後盾とするので、仮に外交において目標があっても、十分な国力がない限り、それを達成することはできないということである。中国の国力は充実していないことに鑑み、王正廷は外交官としての権謀術数を以て国力の劣勢を挽回すると主張し、「而して外交政策外交手腕を、最も今日当務の急となす」と力説していた⁵⁴⁾。外交政略の運用は各帝国主義の利害の衝突点を見極め、その矛盾点を利用して、巧みに逆用し、お互いを離反させることにある。

条約改正に対する王正廷の基本政略は、国別交渉方式をとること、アメリカとの交渉を優先すること、というものである。

1928年7月、王正廷は次々にイタリア、デンマーク、ベルギー、フランス、日本に対して、それぞれの中国との通商条約が満期となり、新条約を締結すべきであり、それまでの間、それら国の国民に対して「臨時弁法」を適用することを通告した。日本は国民政府の通告を一時的な措置としてそれを認めず、現存条約が有効という前提のもとでなければ条約改正交渉に応じないとの態度をとった。

英、ソ、日との関係が次々に悪化したことに鑑み、外交の難局を打開するために、対米関係の改善を図るのは当然であり、すでに南京事件が解決されたのも、対米接近を容易ならしめるものであった。そこで、王正廷はアメリカとの交渉を優先的に推進し、アメリカを突破口として、条約改正に対する列強の固い壁を崩そうとした⁵⁵⁾。7月11日、王正廷は国民政府特使伍朝枢をして条約改正の交渉をケロッグ米国務長官に提起させた。同時に財政部長宋子文とマクマレー駐華公使との交渉も7月20日より北平で開始された。その結果、7月25日、中米関税条約が調印され、アメリカは列国に先がけて中国の関税自主権の回復を認めたのである。

中米関税条約について、中国側での立役者は王正廷ではなく、財政部長宋子文であったとの指摘がある⁵⁶⁾。確かに、条約の成立にかかわったのは宋子文であった。しかし、対米外交に関して、王正廷と宋子文との間には、微妙な対抗関係が存在したとしても、政策上の対立ではなかった。

両者ともアメリカ及び対米外交の重要性を重視し、アメリカとの条約改正を中国外交の突破口とした。宋子文は「財政本位」または「財政外交」の立場から中米関税条約の締結を推進しようとした。それに対し王正廷は、「順序ある外交」の立場に立ち、不平等条約の全面改正を国民政府外交の究極の目標としながら、その実現を関税自主権の回復、いわば部分的な条約改正から図ろうとした。したがって、中米関税条約の成立が宋子文の手によって達成されたが、対米外交において王正廷と宋子文との間には、一致していなかったとは言えない。対米外交における王・宋の競合関係は、「革命外交」的な対外戦略と「財政外交」的な対外戦略との競合だというよりは、むしろ国民政府内での両者の主導権の競合とみたほうがよいのであろう。

中米関税条約の調印はアメリカの事実上の国民政府承認であり、内外に大きな衝撃を与えた。中米関税条約の締結は中国外交の新しい紀元を開くことになり、その政治的意義は不平等条約のなかの関税制限を打破するばかりではなく、列強の協調体制を崩壊させ、国民政府を承認させたことにあり⁵⁷⁾、「条約内容には批判の余地もある。しかしこの条約が我々中国側を道義的に支え、反対国に精神的打撃を与えたことは否定できない」と中国側は評していた⁵⁸⁾。これに対して、日本側は「米国側今回の遣口は全然米国式にして秘密に且疾風迅雷的に進捗すると同時に他人の迷惑を毫み顧みざる」と非難する一方で⁵⁹⁾、中国民衆は「米国の逸早く支那の統一を承認し関税自主権を容認したるを感謝し居れり而して右感謝の情は一転して我国に対する憎悪怨恨となりて発露すべき」との日本に不利な影響を与えたことを指摘した⁶⁰⁾。王正廷は中米交渉の成功の波にのって、各国との交渉を加速し、遂に、11月から12月にかけて英仏伊を含む9ヶ国との間に、関税条約または通商友好条約を締結することに成功した。こうして中米関税条約を締結することによって、多くの国々がアメリカの後を追わざるをえない立場に追い込まれた。日本も中米関税条約の締結をきっかけに対中国外交路線を修正し、中国側の要求に柔軟に対処し、最終的には、様々な条件を付けながら中国の関税自主権を承認せざるをえなくなったのである。

ここで指摘すべきは王正廷の対日政策と対日外交である。既存の研究では、王正廷は対英米外交を重視する一方で、対日外交の重要性と複雑性を軽視し、対日交渉特に困難な満蒙問題の解決を回避・遷延しようとしたとの説がある⁶¹⁾。それによれば、王正廷の対日外交は無為無策というものである。果たしてどうであろうか。

実際に、日中両国関係にどう対処すべきか、対日外交をどのような方向に進んでいくべきかについては、王正廷ははっきりとした対日構想を持っていた。それは、日中両国緊張の原因となった困難な満蒙問題を暫く棚上げにしてその解決を後回しにし、当面条約改正問題に絞ろうとするものであった⁶²⁾。さらにこの問題に関して、王正廷は佐分利公使や重光葵公使代理との間に「暗黙の了解」に達したのである⁶³⁾。こうした王正廷のアプローチは「幣原外交」における対中国政策のアプローチア（満蒙問題に手を触れずに、まず解決可能な問題——関税問題——から両国関係の改善を図り、その上で満蒙問題を取り上げて解決しようとする方針）に一致している。また、済南事件の解決交渉と日中通商航海条約改正交渉と示されたように、対日交渉に関しては、王正廷は終始柔軟な外交姿勢と粘り強い態度をもって慎重に対処しようとした。したがって、満蒙問

題の解決を後回しにするのは対日外交の軽視・無為無策、または対日交渉の回避・遷延ではなく、日中両国関係を良好にするアプローチの一つであった。

おわりに

以上の分析から次のことが言える。王正廷外交は、不平等条約撤廃を国民政府外交の究極の目標としながら、その実現を関税自主権の回復、いわば部分的な条約改正から漸進的に図ろうとするものであった。いわゆる「順序ある外交」である。それは、不平等条約撤廃の原則の堅持、条約改正交渉における互譲精神の尊重、および英米とりわけアメリカとの交渉を優先する国別交渉方式の採用を、特徴とするものであった。

では、不平等条約撤廃に穏健な政策をとろうとした王正廷は、なぜ、強硬のような宣言を繰返し出したのであろうか。先行研究の中には、それを国民政府の内部抗争との関連のなかで理解するものが存在している⁶⁴⁾。

しかし、より重要なのは中国国内の強烈なナショナリズムであると考えられる。王正廷外交を理解するには、不平等条約撤廃は1920年代の中国国民革命の対外的基本要件であったことを想起する必要がある。この要求は北伐の完成に伴い、一層強烈になっていった。王正廷外交はこのようなナショナリズムを背景としているが故に、外交交渉でのいかなる妥協も激しい民族主義世論からの批判を受けた。条約改正に関して、王正廷は関税自主権の回復と治外法権の撤廃を図りながら、最恵国待遇、釐金の撤廃、税率据置き、内地開放、特別区域除外、特別法廷の設置という柔軟な政策をとったのである。それは世論から国権を損なうとの激しい非難を浴びた。例えば、中英関税条約がもたらしたのは条件付きの関税自主であり、完全な関税自主ではなく、中外新条約には、中国国益を損なうことがあり、新条約での諸規定は外交の新たな失敗に属し、孫文の遺訓に背くものであると批判された⁶⁵⁾。王正廷の条約改正交渉を高く評価した蒋介石も協定税率の実行は残念なことであると認めざるをえなかった⁶⁶⁾。

このようなことから、王正廷は常に国内の強烈なナショナリズム感情を考慮にいれて政策決定に当たらざるを得なかった⁶⁷⁾。王正廷は外交での大言壮語を戒めると強調しながら、強い国内の世論に押され、国内向けの宣伝として激しい声明を続々と発表した。ここで、王正廷は不平等条約の撤廃を絶えず要求し、治外法権の撤廃、鉄道利権や租界・租借地及び沿岸貿易権・内河航行権の回収をもしばしば表明した。しかしその政策の内実は、宣伝されたほどで強硬なものではなく、かなり複雑であった。実際王正廷も国民政府も不平等条約の即時撤廃、または実力による利権回収の意図はなかった。つまり、王正廷が表で言っていることと実際の政策との間では格差は出てくる。要するに、王正廷外交は単純に一元的な形で割切れるようなものではなかった。

したがって、複雑な中国の情勢や王正廷の立場を顧慮せず、満州事変勃発の誘因を単に王正廷外交に帰するのは難しいように思われる。この点に関して、今後あらためて検討される必要があるのではないだろうか。

後記 本稿は拙稿「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」（『情報文化研究』第17号，2003年3月）を準備する過程で，そのエッセンスを抽出し明示するものとして執筆された．したがって叙述に重複する部分が多い．また，治外法権撤廃と満蒙問題に対する王正廷の対応についての検討は，別稿に譲ることにする．

注

- 1) 王正廷 (1882 - 1961) は，1920年代前半に三度にわたって北京政府の外交総長に就任したのである．中国全権として，1919年のパリ講和会議，1922年の山東還付交渉，1924年の中ソ国交交渉，1926年の北京関税会議に参加し，大きな役割を果たした．1928年6月，国民政府外交部長に就任し，不平等条約の改正に努め，関税自主権の回復に成功したが，1931年9月，満州事変が起こるや，対日外交の失敗に憤激した学生に襲われ重傷を負い，外交部長を辞任した．
- 2) 王正廷外交を条約体制に対する根本的挑戦や「ワシントン体制」崩壊の第一原因としてとらえ，その特徴を論じたのは，Dorothy Borg, *American Policy and the Chinese Revolution, 1925 - 1928* (New York: MacMillan, 1947). Akira Iriye, *After Imperialism: The Search for a New Order in Far East, 1921 - 1931* (Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1965). Arthur Waldron, *How the Peace was Lost* (California: Hoover Institution, 1992). 入江昭『極東新秩序の模索』（原書房，1968年），北岡伸一「ワシントン体制と『国際協調』の精神」（『立教法学』第3巻，1984年），服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918 - 1931』（有斐閣，2001年），などである．また，「ワシントン体制」の崩壊に触れず，単に王正廷の外交姿勢が日本軍の中国侵略を刺激し，満州事変の勃発を誘発したと論じたのは，重光葵『昭和の動乱』（中央公論社，1952年）上巻，47 - 49頁，同『外交回想録』（日本図書センター，1997年），102 - 110頁，鹿錫俊『中国国民政府の対日政策 1931 - 1933』（東京大学出版会，2001年），24頁，などである．
- 3) 洪鈞培『国民政府外交史』（上海華通書局，1930年）第一集，378 - 386頁．張秀哲『国民政府の外交及外交行政』（日支問題研究会，1935年），131 - 132頁．王芸生『芸生文存』（『民国叢書第一編 総合類』上海書店，1989年）46 - 51頁．申曉雲『南京国民政府『撤廃不平等条約』交渉述評 兼評王正廷『革命外交』』（『近代史研究』総第99期（1997年第3期），271 - 287頁．石源華『中華民國外交史』（上海人民出版社，1994年），343 - 358頁．
- 4) 李恩涵「論王正廷的『革命外交』（1928 - 1931）」（『抗日戦争研究』1992年第1期），52 - 75頁．また，同氏の著書『北伐前後の『革命外交』（1925 - 1931）』（中央研究院近代史研究所，1993年）．久保亨『戦間期中国「自立への模索」 関税通貨政策と経済発展』（東京大学出版会，1999年），41 - 47頁．王正廷外交について，従来の定説との違うイメージを示したのは筆者である．これについて，拙稿「済南事件の解決交渉と王正廷」（『情報文化研究』第16号（2002年10月），「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」（『情報文化研究』第17号（2003年3月）を参照．
- 4) 「中国における治外法権撤廃問題」一文において副島圓照は臨時弁法が列強の反対によって実施されなかったことに言及したが，これを分析しなかった（和歌山大学教育学部紀要 人文科学」第29集，1980年3月，33頁）．
- 5) 入江昭『極東新秩序の模索』（原書房，1968年），94 - 99頁．
- 6) 洪鈞培前掲書，13頁．
- 7) 楼桐孫「新約平議」（『東方雑誌』第26巻第1号（1929年），13頁．
- 8) 「修約外交」とは，不平等条約撤廃を目的とする国民政府初期の外交政策（『革命外交』）に対して，不平等条約の改正を目的とする北京政府の外交政策を指すものである．「修約外交」について，唐啓華『民国初年北京政府『修約外交』之萌芽 1912 - 1918』（『文史学報』第28期，1998年）117 - 143頁，同「一九一九年北京政府『修約外交』的形成与展開」（『興大歴史学報』第8期，1998年）167 - 196頁，

- 同「一九二一年中德協約与北京政府『修約外交』的發展」(『興大歷史學報』第 11 期, 2000 年) 71 - 109 頁, 習五一「論廢止中比不平等條約 兼評北洋政府的修約外交」(『近代史研究』1986 年第 2 期) 182 - 201 頁, 服部龍二前掲書 156 - 169 頁, を参照.
- 9) 拙稿「武漢國民政府期における陳友仁の外交交渉」『情報文化研究』第 14 号 (2001 年 10 月), 133 - 134 頁.
 - 10) 「黃外長的外交政策」, 『中央日報』1928 年 2 月 23 日. 「黃鄂對新聞記者談話」, 『晨報』1928 年 3 月 11 日.
 - 11) 樓桐孫前掲文, 13 頁.
 - 12) 中國社會科學院近代史研究所所藏『王正廷近言錄』, 46 頁.
 - 13) 同上書, 127 - 155 頁.
 - 14) 洪鈞培前掲書, 230 - 238 頁.
 - 15) 沈亦雲『亦雲回憶』(伝記文學出版社, 1968 年) 上冊, 276 頁, 282 - 287 頁.
 - 16) 前掲『王正廷近言錄』, 46, 73 - 75 頁.
 - 17) 重光葵『外交回想錄』, 103 - 104 頁. 王正廷の「順序ある外交」について, 拙稿「日中通商航海條約改正交渉と王正廷」を参照
 - 18) 前掲『王正廷近言錄』, 95 頁. 王正廷著 竹内克己訳『近代支那外交史論』(中日文化協會, 1929 年), 2 頁.
 - 19) 秦孝儀主編『總統蔣公思想言論總集 卷十演講』(中國國民黨中央委員會黨史委員會, 1984 年), 332 - 333 頁. 雪崖「國民政府實行修約的第一聲」, 『中央日報』, 1928 年 6 月 12 日.
 - 20) 中國社會科學院近代史研究所所藏『國民政府近三年來外交經過紀要』(南京, 外交部, 1929 年) 37 - 39 頁.
 - 21) 「外交部長對外宣言」, 中華民國外交問題研究會『國民政府北伐後中日外交關係』(中國國民黨中央委員會黨史委員會, 1995 年) 3 - 4 頁.
 - 22) 『中央日報』, 1928 年 6 月 12 日.
 - 23) 「一周間國內外大事述評」, 『國聞週報』第 5 卷第 23 期 (1928 年 6 月), 3 - 4 頁.
 - 24) 前掲『國民政府近三年來外交經過紀要』, 38 頁.
 - 25) 1928 年 7 月 28 日在南京岡本領事より田中外務大臣宛電報第 318 号, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 2 卷, 557 文書, 635 頁.
 - 26) 1928 年 7 月 20 日在中國芳沢公使より田中外務大臣宛電報第 1067 号, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 2 卷, 543 文書, 615 頁.
 - 27) 中國第二歷史檔案館『中國國民黨中央執行委員會常務委員會會議錄』(廣西師範大學出版社, 2000 年) (五), 248 - 250 頁.
 - 28) 1928 年 7 月 13 日在南京岡本領事より田中外務大臣宛電報第 293 号, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 2 卷, 537 文書, 607 頁.
 - 29) 「一周間國內外大事述評」, 『國聞週報』第 5 卷第 29 期 (1928 年 7 月), 3 頁.
 - 30) 1928 年 7 月 28 日在南京岡本領事より田中外務大臣宛電報第 318 号, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 2 卷, 557 文書, 636 頁.
 - 31) 1928 年 8 月 13 日在上海矢田總領事より田中外務大臣宛電報第 545 号, 『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 2 卷, 567 文書, 650 - 651 頁.
 - 32) 「外交部致日本駐華公使節略」, 前掲『國民政府北伐後中日外交關係』, 35 - 38 頁.
 - 33) 「一周外大事述評」, 『中央週報』第 15 期 (1928 年 9 月 17 日), 6 頁.
 - 34) 前掲『王正廷近言錄』, 176 頁.
 - 35) 彭學沛「關於廢約宣言中外人士應注意的一點」, 『中央日報』1928 年 7 月 9 日.
 - 36) 育幹「中日廢約問題與國民革命的前途」, 『中央日報』1928 年年 7 月 26 日.
 - 37) 中國第二歷史檔案館『中華民國史檔案資料彙編』(江蘇古籍出版社, 1994 年) 第五輯第一編

- 外交（一），35 - 41 頁。
- 38) 譚延闓・蔡元培「關於外交問題的提案」，『蔡元培文集 卷六・政治・經濟』（錦繡出版，1995年），492 - 495 頁。
 - 39) 「王外長昨招待新聞記者」，『中央日報』1928年9月18日。
 - 40) 前掲『国民政府近三年来外交經過紀要』，114 - 115 頁。
 - 41) 入江昭前掲書，116 - 117 頁。
 - 42) 前掲『国民政府近三年来外交經過紀要』，124 - 134 頁。
 - 43) 1929年1月25日田中外務大臣より在中国堀臨時代理公使宛電報第20，21，22，23号，『日本外交文書』昭和期 第1部第3卷，508文書，662 - 665 頁。
 - 44) 前掲『国民政府北伐後中日外交關係』，60 - 72 頁。
 - 45) 前掲『王正廷近言録』，176 - 177 頁。前掲『国民政府近三年来外交經過紀要』，90 - 113 頁。
 - 46) 国立編訳館主編『中華民国外交史料彙編』（渤海堂文化公司，1996年）（六），0662，0671，0674文書，2432 - 2434，2483 - 2492，2499 - 2503 頁，李恩涵前掲書，173 - 179 頁。
 - 47) 前掲『中華民国史档案資料彙編』第五輯第一編外交（一），52 頁。
 - 48) 『大公報』1929年12月30日。
 - 49) 前掲『中華民国外交史料彙編』（六），0705文書，2653 - 2655 頁。
 - 50) 李恩涵前掲論文，61 - 62 頁。入江昭前掲書，263 - 266 頁。
 - 51) 前掲『王正廷近言録』，47 頁。樓桐孫前掲文，13 頁。
 - 52) 前掲『近代支那外交史論』，2 頁。
 - 53) 前掲『王正廷近言録』，45 - 46 頁。
 - 54) 前掲『近代支那外交史論』，2 頁。
 - 55) 入江昭前掲書，214 頁。
 - 56) 久保亨前掲書，42 頁。
 - 57) 松子「対外關係の新紀元（二）」『現代評論』第8巻第197期（1928年9月），4 - 5 頁。
 - 58) 廬化錦「中美関稅新約」『東方雜誌』第25巻第18号（1928年），26 頁。
 - 59) 1928年7月26日在中国芳沢公使より田中外務大臣宛電報第1108号，『日本外交文書』昭和期 第1部第2巻，551文書，629 頁。
 - 60) 1928年7月30日在上海矢田総領事より田中外務大臣宛電報，559文書，638 頁。
 - 61) 李恩涵前掲書，262，275 - 277 頁。鹿錫俊前掲書，22 頁。
 - 62) 拙稿「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」を参照。
 - 63) 重光葵『外交回想録』，104 - 105 頁。
 - 64) 上村伸一『日本外交史』（鹿島研究所出版会，1971年）17巻，324 頁。宇野重昭「中国の動向」日本國際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』（朝日新聞社，1987年版）第2巻，251 頁。土屋光芳「国民革命と『革命外交』」『明治大学大学院紀要 政治経済学篇』第21集（1984年），60 頁。
 - 65) 曾友豪「從國際法學的觀點批評中外新約」，『東方雜誌』第26巻第14号（1929年），13 - 14頁。
 - 66) 前掲『總統蔣公思想言論集 卷十 演講』，357 頁。
 - 67) 久保亨前掲書，46 頁。